

平成 22 年度第 2 回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成 22 年 12 月 20 日 (月) 午後 2 時 00 分 ~ 4 時 30 分
開催場所	市役所東附属庁舎 2 階 B 会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 原 澄江 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	間宮課長 (契約検査課) 天利課長代理 (契約検査課) 和泉課長代理 (契約検査課) 千葉主任 (契約検査課) 吉野課長 (建築住宅課) 久保谷課長代理 (建築住宅課) 小澤主管 (建築住宅課) 小宮課長 (下水道整備課) 佐野課長代理 (下水道整備課) 釘持課長代理 (下水道整備課) 古部主査 (下水道整備課)
傍聴者	なし

開会 赤塚委員長の進行で開会する。

議題 1 入札・手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表、指名停止一覧表について

【事務局より平成 22 年度第 2 四半期の発注工事、工事関係の委託について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明した後、質疑応答に入った。】

委員：指名停止業者の中に過去市発注工事を請け負った業者や市内業者はいるのか。

事務局：過去に請負実績のある業者もいるし、市内業者も指名停止リストに名前があがっている。

委員長：他に質問がないようでしたら 2 番目の審議に入ります。

議題 2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた諸坂委員から抽出理由を説明願います。

委員：抽出理由は審議案件抽出理由説明書のとおり。案件番号 045・731、及び 044・730 は相互に関連する案件であるため、一括審議のほうがよいと思われる。

- (1) 消防署大野出張所・消防訓練施設新築工事 (建築)
- (2) 消防署大野出張所・消防訓練施設新築工事 (監理業務委託)

委員長：それでは、案件の審議に入ります。まず 1 番目の消防署大野出張所・消防訓練施設新築工事 (建築) および同工事 (監理業務委託) について一括して審議したいと思います。事務局か

ら説明をしてください。

【建築住宅課から工事、業務委託の概要および随意契約の理由について説明】

【契約検査課から契約結果を説明】

委員：抽出事案説明書に随意契約の理由を記述する際には条文の何号に該当するから、というだけでは不十分。どうして該当したかも明記すべきなので是正してもらいたい。

事務局：今後留意して資料を作成する。

委員：随契の理由について説明をお願いしたい。

事務局：理由としては4点。まず本工事案件については、建築士法上で設計意図の伝達業務・工事監理業務が必要とされる。これは一級建築士がしないとならない。設計と監理を同一業者にすることによって責任区分の複雑化を防いでいる。2つ目に工事監理業務には高度な専門知識が求められるため、設計内容を熟知している設計者に業務をさせることで着手後の意図伝達、施工に伴う技術的判断に基づき工事を円滑に進行できる。次に、3施設が一体となった総合的な機能を発揮する特殊な建物であることから、基準・要綱を踏まえた整備、消防部局との調整などノウハウの蓄積がある。委託業務の一貫性の確保。最後に4点目として、設計者に本業務を行わせることで経費節減ができる。概ね70万円超削減できた。これらの理由から設計業務を行った業者に随契することとした。

委員：監理業務ということについて尋ねたいのだが、今の理由であれば何故はじめから設計と監理を一括で発注しないのか。

事務局：設計ができたから即現場業務にとりかかれるかということそうではないし、設計が終わっていないということは監理する建物の実像が無いことになり、実像の無い建物の監理業務を積算することは不可能ということで、発注時期を別にせざるを得ない。

委員：設計業務委託とその業務の監理業務委託を一者に請け負わせるというのは、たとえば会計と会計監査を一人のものが行うということと同じで、チェック機能が働かなくなるのではないのか？

事務局：契約先は同一だが、各業務毎に担当者は別にするよう指定している。また建築士法では監理業務の不正には強い罰則も付されているため、業務の公正性は保たれると考える。また本委託業務には監理業務のほかに設計意図伝達業務も含まれており、設計者にしかできない業務であるとする。

委員：業者ごとにどこの積算で差がついたのかの確認は行っているのか。

事務局：総価契約であるため項目毎に見比べることはない。本案件は1億7千万円以上の議決案件であるため、入札時に全者から入札金額内訳書を取り、調査基準価格を下回れば低入札調査を行うし、最低限度価格を下回れば即失格としている。

委員：随契というのはイレギュラーなもの、という認識がなされているのか。

事務局：現在随契は減少傾向にある。

委員長：他に質問がないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。

(3) 吉沢浄化センター建設工事(土木・建築)

(4) 吉沢浄化センター建設工事(監理業務委託その1)

委員長：それでは、吉沢浄化センター建設工事(土木・建築)およびその工事の監理業務委託について事務局から説明してください。

【下水道整備から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯、随意契約の結果等を説明】

委員長：今の説明に対して何か質問がありましたらお願いします。

委員：落札率が低くなった理由について。1者が3億円近い入札をしていて、その他が2億円台の入札という状況であるが、1億円もバラつきがあって安全な施工ができるのか。またそれほどバラつくというのは、設計金額の設定に不備があるのではないか。

事務局：標準積算基準、県の単価表を用いて積算しているため、設計金額に問題はないと考える。また安全性については低入札価格調査委員会にかけて、今回の低入札でも十分に施工ができることを審議したうえで契約を行っている。また契約後についても下請け状況や技術者の確認などは随時行っていく。

委員：落札した業者以外にも調査基準価格以下の非常に低い応札を行っている点について確認したい。

事務局：土木工事については先ほどの説明のとおり基準が公開されている中で、設計金額、ひいては調査基準価格や最低限度価格にいたるまで大まかな推測は可能であると思われる。発注側としては過当競争をあたらないよう最低制限価格の引き上げなどを行っているところだが、土木工事の発注数が減少していることから低入札になっても仕事を受注したいという状況があるように感じる。

委員：工事監理業務委託ということだが、これを委託するとなると行政は何をするのか？

事務局：行政は工事の監督を行う。

委員：低入札価格調査というのは調査基準価格を下回った業者すべてに行うのか。

事務局：調査基準の中で最も安い業者にのみ行っている。仮にその業者が低入札調査で審議を通らなければ、次点の業者が調査対象となる。また最低限度価格を下回った業者については失格であるので一切調査は行っていない。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。建築住宅課の方は退席して結構です。

(3) 管渠内調査委託その1(明石町外)

委員長：それでは次に管渠内調査委託について事務局から説明してください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員長：今の説明に対して何か質問がありましたらお願いします。

委員：非常に低い落札率（52.74%）であるが、その安全性・信頼性を確認したい。

事務局：一般委託であるため最低制限価格が設定されていない。落札した伊達建設は実績も多く、TV カメラ搭載車や高圧洗浄車といった特殊車両を自社所有していることから通常これにかかるリース料などの経費削減ができる。必要な部分は計上したうえで、企業努力が可能な部分を削っていると思われる。これにより安価での受注が可能になった。なお業務は無事完了し、十分な成果品があがっている。

委員：この業務はどういった業務なのか？

事務局：下水管の耐久年数が末期であることを受け、これを長寿命化するための対処法の現況調査をカメラ調査するものでさる。

委員：調査の結果、実際に問題のある管は見つかったのか？

事務局：現在別業者がこの調査結果を踏まえ長寿命化計画作成業務にあたっているところである。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。下水道整備課の方は退席されて結構です。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

・入札に参加者全員からの入札金額内訳書徴収について

現在は落札した業者のみ(例外として1億7千万円以上の議決案件については参加者すべてから)入札金額内訳書を提出させているが、一定の基準を定めて全入札参加者から個々の内訳を提出させることを次年度に向けて検討していきたい。

(委員)監視がされていて、いつ尋ねられても答えられるような準備は肝要であると思われる。

・次回定例会議の日程について

・次回定例会議の抽出委員について

契約検査課長：次回平成22年度第2回入札監視委員会は3月22日(火)抽出委員は本間委員とさせていただきます。

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上

(1 6 時 3 0 分閉会)